

26 浪 ぶ 第 32 号  
平成 26 年 12 月 16 日

環境省福島環境再生事務所長 関谷 毅史 様

浪江町長 馬場 有

浪江町内の災害廃棄物等に関する処分について（緊急要望）

浪江町の復興を加速化するため、下記の内容を同時に進めていくことが必須であり、このことが浪江町民の帰還意識の低下原因となっており、浪江町の復興の足かせとなっていることから強く要望いたします。

記

1. 帰還困難区域内の災害廃棄物等（片づけごみ・粗大ごみ・家屋解体）、の処分について、町民から処分について多数要望が寄せられていることから、これら帰還困難区域の収集計画を早期に示し、撤去・処分すること。
2. 浪江町内の収集不可となっている灯油・ガスボンベ等の危険物について、長期避難を余儀なくされ、家主不在のまま長期保管により保存容器の劣化が著しく大変危険な状況にあることから、早急に回収・処分すること。
3. 町内に残存する被災車両以外の放置車両について、浪江町民から、撤去・処分について多数の要望が寄せられております。  
富岡町では、放置自動車の調査が終わり、現在、放置自動車の撤去・処分に関する意向確認を環境省において行っていることから、浪江町においても、国の責任で早急に撤去・処分すること。

以上